



骨髄移植の提供者に助成金を交付します

骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進を図るために、骨髄等を提供した方（ドナー）に助成金を交付します。

【対象者（次のすべてに該当する方）】

- (1) 骨髄等の提供時に大子町に住民票を有する方
- (2) バンクが実施する骨髄バンクにおいて骨髄等の提供を完了し、バンクが発行する証明書の発行を受けた方
- (3) 骨髄等の提供に関し、他の助成金を受けていない方
- (4) ドナー休暇制度（「ドナー特別休暇制度」、「ボランティア休暇制度」、その他名称に関わらず、骨髄バンクのドナーとなるための休暇制度）を設ける企業又は団体等に属さない方

【助成内容】

次に掲げる骨髄等の提供に要した通院及び入院日数に、2万円を乗じた額とします。ただし、1回の骨髄等の提供につき7日間（14万円）を限度とします。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面接

※ 骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院は除くものとします。

【申請方法】

提供が完了した日から90日以内に、次に掲げる申請書と添付書類等を大子町健康増進課に提出してください。後日指定口座へ振り込みます。

- (1) 大子町骨髄ドナー助成費交付申請書兼請求書（第1号様式）※健康増進課にあります。
- (2) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書（対象となる日数がわかるもの）
- (3) 印鑑

※ 申請者は、提供者本人になります。

※ 振込先の口座は、提供者本人の口座のみになります。

<裏面へ>

【骨髄移植ドナー登録について】

骨髄バンクは、白血病や再生不良性貧血などの治療のため、「骨髄移植」が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。

移植には、数万通りもあるという白血球の型（HLA 型）が互いに適合することが必要であり、その確率は非常に低くなっています。

移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るために、「ドナー登録」にご協力をお願いします。

※ 骨髄移植ドナー登録の方法については、公益財団法人日本骨髄バンクホームページをご覧ください。 <http://www.jmdp.or.jp/>

【骨髄ドナー休暇制度の導入について「事業所の皆様へ」】

骨髄バンクを介して骨髄提供をする場合、提供後の健康診断に至るまでに、7～10日程度の通院や入院が必要になります。

ドナーになられた方が優先して骨髄を提供できるよう、「ドナー休暇制度」や「ボランティア休暇制度」の導入をお願いします。

※ ドナー休暇制度導入企業については、公益財団法人骨髄バンクホームページをご覧ください。 <http://www.jmdp.or.jp/>

【問合せ・申請先】

太子町役場健康増進課（保健センター内）

太子町太子1846

TEL 72-6611

FAX 72-6613

E-mail kenkou@town.daigo.lg.jp